

原子力防災に係る住民向けパンフレット作成業務仕様書（案）

1 業務名

原子力防災に係る住民向けパンフレット作成業務仕様書

2 目的

原子力防災に関する住民の理解促進を図るため、発電所から 30 km 圏内に在住の方を対象に、原子力防災に関する基礎知識や原子力災害が起きた際の対応、愛媛県の取り組み等の情報を盛り込んだ住民向けパンフレットを作成する。

3 業務内容

(1) 表紙及び本文全般の企画デザイン等

委託者が示す構成に基づき、企画立案、原稿作成、レイアウトに係る作業を実施すること。なお、デザインについては別途契約予定のため本業務の対象外であるが、内容を分かりやすくするための図・イラスト等の追加提案は可能とする。

- ①原稿作成に必要な写真や文章等の情報は、原則として受託者所有の物を使用すること。ただし、県が所有する写真等を借用し使用することも可能とする。
- ②県が貸与する資料等の複製・複写の可否、返却等については、県の指示に従うこと。
- ③写真等を用い、高齢者や障がい者等、誰もが見やすく分かりやすいものとなるよう配慮すること。文字フォントは原則 11 フォント以上とすること。
- ④専門的知識のない方でも理解できるよう分かりやすく説明すること。なお、必要に応じて専門用語の解説を付与すること。

(2) パンフレットの規格

パンフレットの規格は次のとおりとする。

- ① サイズ等 A4 判、中綴じ、16 ページ程度（表紙含む）
- ② 印刷 全ページ カラー印刷（4 色刷り）

(3) 制作業務全般の管理

受託者において、原稿の読み込みや標記の統一のための内容確認を行った後、県による原稿内容の確認及び校正を受けること。

受託者は、県による原稿内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は、速やかに対応するものとする。なお、校正は原則 3 回以上、県が校了と判断するまで行うこと。

(4) その他追加提案

その他、本仕様書に記載のない事項については、委託料の範囲内であれば自主企画として提案すること。

4 掲載内容

- (1) 表紙
タイトル、写真等を掲載すること。
- (2) 目次
適切な項目名をつけること。
- (3) 原子力災害の概要
原子力災害が発生した際のイメージや放射性物質の特徴等を、図等を用いて説明すること。
ページ数は2ページ程度とする。
- (4) 伊方発電所の概要
地図を用いて発電所からの距離（5 km圏内・30 km圏内）を視覚的に分かるようにし、予防避難エリアの説明も記載すること。
ページ数は、2ページ程度とする。
- (5) 原子力災害発生時の行動
屋内退避や一時移転等、原子力災害が発生した際の行動を時系列に沿って説明すること。なお、災害時に即座に状況を再確認できるよう、端的でわかりやすい記載方法とすること。
また、原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームの報告書等にて変更があった点を内容に含めること。
ページ数は6ページ程度とする。
- (6) 愛媛県の取り組み
原子力防災訓練や異常時通報連絡体制（えひめ方式）など県が指定する項目を含めること。
ページ数は、2ページ程度とする。
- (7) その他
原子力安全対策課のホームページや原子力情報アプリ等原子力に関するページにリンクする二次元コードを掲載すること。

5 再委託の可否

原則として、受託者は業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて県へ提出し、必要と認められた場合はその限りではない。

6 成果物

提出資料は、以下のいずれかの形式で納品すること。

- ・Microsoft Word（.doc、.docx）
- ・Microsoft PowerPoint（.ppt、.pptx）
- ・Excel（.xls、.xlsx）

- ・その他、編集が可能でかつ納品後の修正が容易なファイル形式（事前相談の上決定）

7 納入場所

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

8 納入期限

令和9年1月29日（金）

9 留意事項

- (1) パンフレットに掲載された本文、写真、図面等に関する権利（著作権法第21条から第28条までに規定するもの）は、すべて県に帰属するものとする。
- (2) 成果物は、他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものではないこと。
- (3) 制作に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度県と協議すること。